

第

4562  
号

READAS  
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 9月 4日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ その他資本剰余金からの配当

**Q**：配当をする場合、資本準備金(その他資本剰余金)を原資として配当することはできますか？

**A**：配当することができます。

### 【解説】

株主への配当は、以前は利益の留保額からに限定されており、払込資本(資本金、資本準備金)から配当することは認められていませんでした。

しかし、平成13年度の改正においては、資本金でも減資の手続きを行えば取り崩しすることができるのだから、資本準備金だけ取り崩せないとするのは不合理であるとする考えから、払込資本を取り崩して配当の原資とすることが認められるようになりました。

ただし、取り崩しには株主総会の決議、債権者保護手続きが要件となっています。

したがって、現在では、資本準備金を取り崩し(その他資本剰余金)、それを原資として株主に配当できるようになっていますが、その他資本剰余金を原資として配当した場合には、その配当額を払込資本の戻し部分と留保利益の戻し部分とに区分して処理をすることになります。区分は、払込資本(資本金とその他資本剰余金)と利益留保(利益準備金とその他利益剰余金)の金額で按分計算して求めます。

配当した会社では、利益留保部分に対応する部分についてみなし配当に対する所得税を源泉徴収する必要があります。

